四　異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業で心身に著しい負担を与えると人事院が認めるもの

五　前各号に掲げる作業に相当すると人事院が認める作業

2　前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一～三　（略）

四　前項第四号の作業　七百十円

五　前項第五号の作業　千八十円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事院が定める額

3　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第一項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において、第一号に掲げる場合及び第三号に掲げる場合に該当するとき又は第二号に掲げる場合及び第三号に掲げる場合に該当するときにあつては、第三号に定める額を同項の手当の額とする。

一　第一項第一号の作業又は同項第五号の作業のうち同項第一号に掲げる作業に相当する作業が日没時から日出時までの間において行われた場合　前項第一号又は第五号に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額

二　第一項第三号の作業又は同項第五号の作業のうち同項第三号に掲げる作業に相当する作業が著しく危険であると人事院が認める場合　前項第三号又は第五号に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額

三　第一項第一号から第三号までの作業又は同項第五号の作業（同項第四号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が人事院が著しく危険であると認める区域で行われた場合　前項第一号から第三号まで又は第五号に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額

（刑務作業監督等手当）

第二十八条の二　（略）

2　前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　（略）

二　前項第二号の業務　業務に従事した日一日につき六百円（同号⑵の業務のうち心身に著しい負担を与えると人事院が認める業務に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）

三　（略）

（手当額の特例）

第二十三条　次に掲げる特殊勤務手当を支給される作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該手当の額は、この規則の規定により受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。

一～五　（略）

六　災害応急作業等手当（第十九条第一項第一号の作業及び同項第五号の作業のうち同項第一号に掲げる作業に相当する作業に係るものに限る。）

七～九　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（新設）

四　前三号に掲げる作業に相当すると人事院が認める作業

2　前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一～三　（略）

（新設）

四　前項第四号の作業　千八十円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事院が定める額

3　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第一項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において、第一号に掲げる場合及び第三号に掲げる場合に該当するとき又は第二号に掲げる場合及び第三号に掲げる場合に該当するときにあつては、第三号に定める額を同項の手当の額とする。

一　第一項第一号の作業又は同項第四号の作業のうち同項第一号に掲げる作業に相当する作業が日没時から日出時までの間において行われた場合　前項第一号又は第四号に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額

二　第一項第三号の作業又は同項第四号の作業のうち同項第三号に掲げる作業に相当する作業が著しく危険であると人事院が認める場合　前項第三号又は第四号に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額

三　第一項各号の作業が人事院が著しく危険であると認める区域で行われた場合　前項各号に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額

（刑務作業監督等手当）

第二十八条の二　（略）

2　前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　（略）

二　前項第二号の業務　業務に従事した日一日につき六百円

三　（略）

（手当額の特例）

第二十三条　次に掲げる特殊勤務手当を支給される作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該手当の額は、この規則の規定により受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。

一～五　（略）

六　災害応急作業等手当（第十九条第一項第一号の作業及び同項第四号の作業のうち同項第一号に掲げる作業に相当する作業に係るものに限る。）

七～九　（略）